

下松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	57,048	23,981,427	861,637	3,480,576	14.5	13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

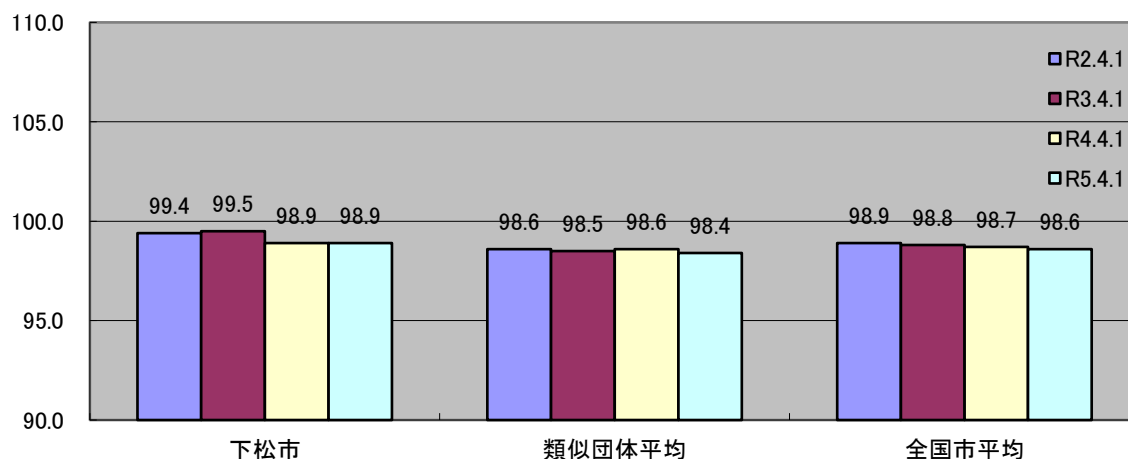
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	391	1,486,689	281,845	583,059	2,351,593	6,014	5,861

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

(4) 給与改定の状況

下松市において人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げを行わない。高齢層については最大で4%引き下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

下松市において地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	42.7歳	319,510円	389,773円	352,144円
山口県	43.2歳	322,901円	395,689円	348,062円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.7歳	313,776円	390,273円	347,321円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下松市	56.0歳	4人	333,150円	381,775円	333,150円	—	—	—	—
うちその他 技能労務職	56.0歳	4人	333,150円	381,775円	333,150円	飲食物調 理従事者	46.1歳	223,100円	1.71
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	51.8歳	21人	300,618円	330,351円	315,030円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下松市	6,025,857円	2,967,600円	2.03
うちその他 技能労務職	6,025,857円	2,967,600円	2.03

(注) ※ 民間データは、賃金構造改革統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年～令和4年の3ヵ年平均)

(注) ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	37.6歳	302,644円	383,999円	322,897円
山口県	—	—	—	—
国	42.0歳	352,263円	—	428,330円
類似団体	36.7歳	279,386円	362,623円	303,377円

④ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	37.6歳	290,263円	323,517円	306,289円
山口県	—	—	—	—
国	44.2歳	337,885円	—	387,943円
類似団体	37.2歳	277,118円	317,412円	296,814円

⑤ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	40.0歳	288,781円	351,008円	301,916円
山口県	—	—	—	—
国	47.8歳	321,176円	—	360,574円
類似団体	40.2歳	303,890円	370,609円	322,753円

⑥ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下松市	38.4歳	300,040円	355,877円	327,878円
山口県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.1歳	299,728円	373,623円	334,553円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		下 松 市	山 口 県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	192,800円	185,200円
	高校卒	158,900円	159,700円	154,600円
技能労務職	高校卒	158,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

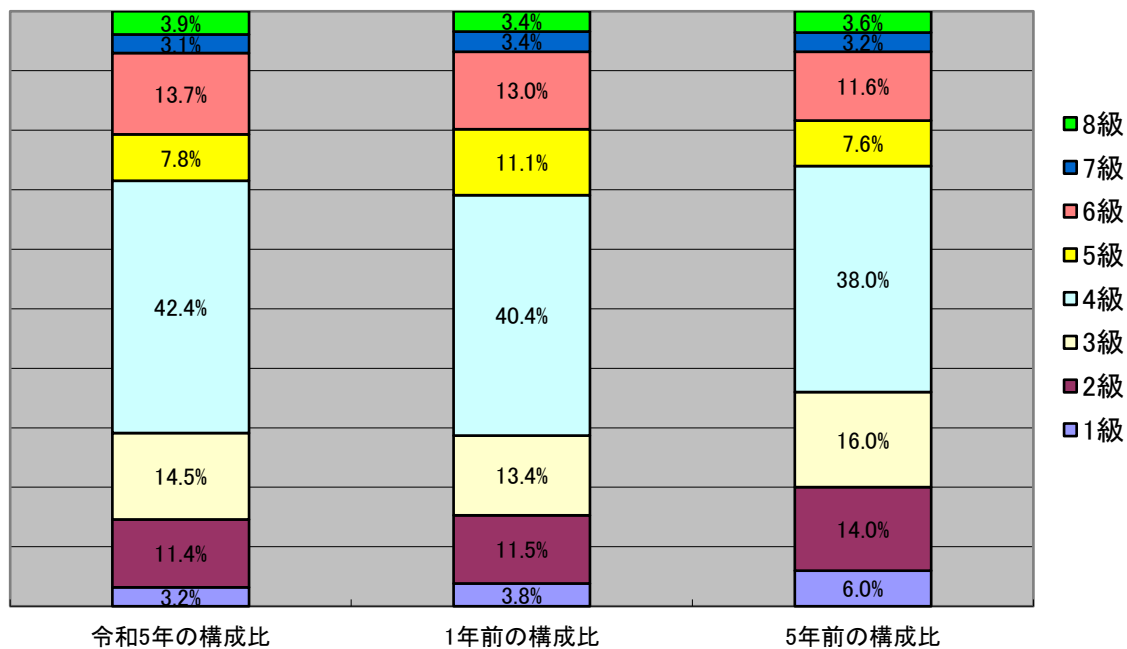
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,722円	356,120円	—	421,375円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

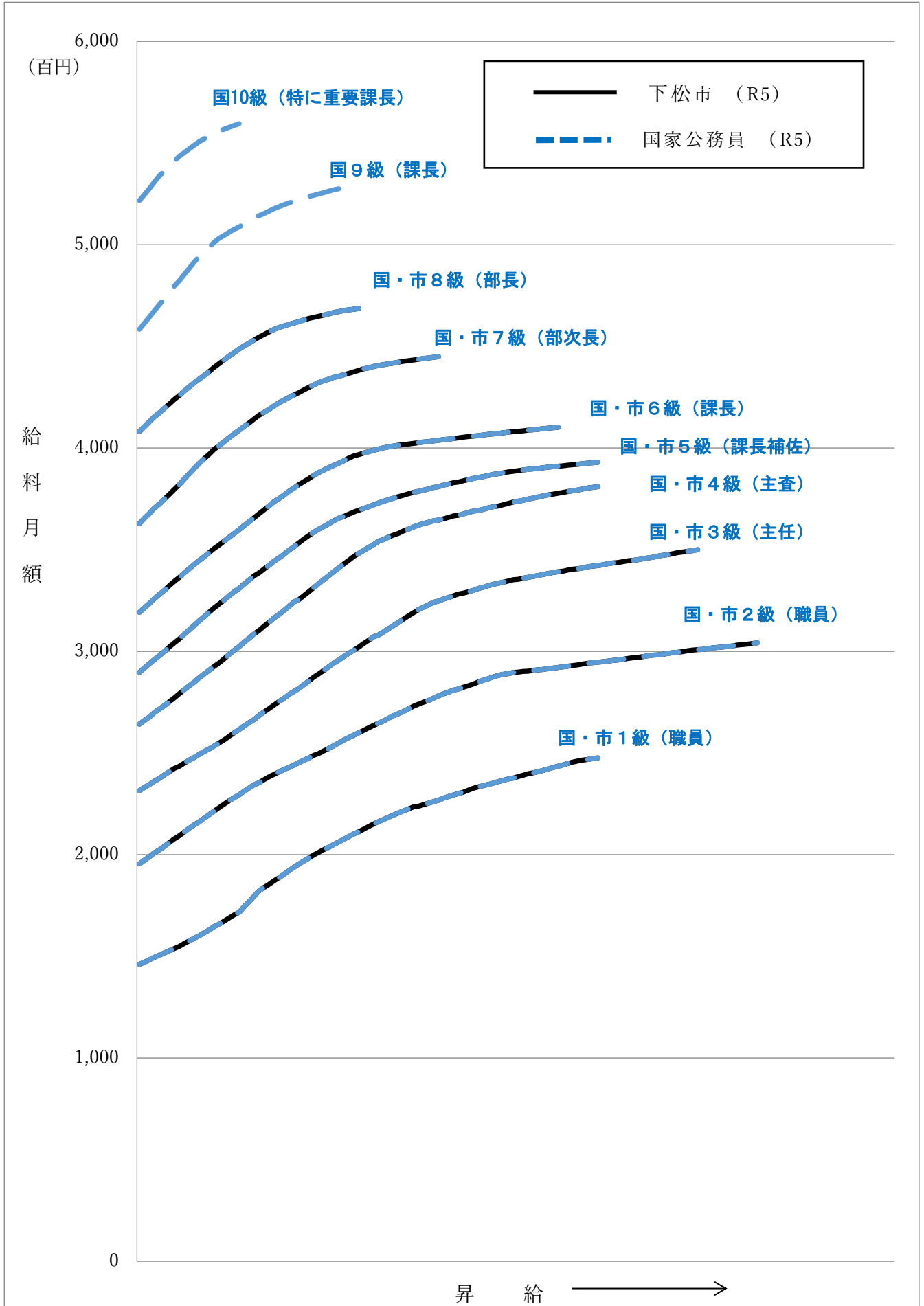
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	10人	3.9%	408,100円	468,600円
7級	部次長	8人	3.1%	362,900円	444,900円
6級	課長、主幹	35人	13.7%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	20人	7.8%	289,700円	393,000円
4級	係長、主査	108人	42.4%	264,200円	381,000円
3級	主任	37人	14.5%	231,500円	350,000円
2級	職員	29人	11.4%	195,500円	304,200円
1級	職員	8人	3.2%	146,100円	247,600円

(注) 1 下松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下松市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下松市	山口県	国
1人当たりの平均支給額（4年度） 1,447千円	1人当たりの平均支給額（4年度） 1,675千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下松市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

下松市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～45%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
（退職時特別昇給 なし）					
1人当たり平均支給額	15,144千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 下松市は、地域手当を支給していない。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		11,566千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		78,149円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		34.9%		
手当の種類（手当数）		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	一般行政職	感染症にかかる消毒又は疫学調査	—	1件当たり500円

感染症業務手当	一般行政職、 消防職	新型コロナウイルス感染症にかかる作業	618 千円	日額 1,000 円 (特に長時間の作業の場合 1,500 円)
一般消毒従事手当	一般行政職	消毒 (上記を除く)	—	日額 300 円
行旅病人及び行旅死亡人収容業務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人収容	392 千円	行旅病人 1 人当たり 2,500 円 行旅死亡人 1 体当たり 7,000 円
社会福祉業務手当	一般行政職	生活保護事務	600 千円	日額 450 円
徴収業務手当	一般行政職、 税務職	市税等の徴収	513 千円	日額 400 円
用地交渉手当	一般行政職	土地の取得のための交渉	77 千円	日額 400 円
死犬猫処理手当	一般行政職、 技能労務職	犬猫の死体処理	194 千円	1 件当たり 500 円
土・日曜日勤務手当	一般行政職、 福祉職	土・日曜日の勤務	1,978 千円	1 日 2,200 円 半日 1,100 円
消防職務手当	消防職	消防業務	3,875 千円	月額 5,000 円
高所作業手当	消防職	高所での業務	52 千円	1 回 220 円 (20m 以上での場合 320 円)
潜水業務手当	消防職	水難救助活動	11 千円	1 回 310 円 (特に困難な業務の場合 465 円)
火災出動手当	消防職	消火活動、現場検証	192 千円	出動 1 回当たり 400 円
救急等出動手当	消防職	救急出動	2,247 千円	出動 1 回当たり 250 円
救急救命士手当	消防職	救急救命業務	818 千円	1 当務当たり 510 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (4 年度決算)	121,331 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (4 年度決算)	352 千円
支給実績 (3 年度決算)	119,669 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (3 年度決算)	346 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (4 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 子1人につき 10,000円 ③ それ以外は1人につき 6,500円 ④ 満16歳の年度初めから満19歳年度末までの子は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから満22歳年度末までの子は1人につき 9,500円加算 ※①、②については職務の級が8級の職員は3,500円	異なる	⑤ 満16歳の年度始めから22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算	54,065千円	268,982円
住居手当	① 持家 なし ② 借家 ア. 家賃 5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	異なる	① 持ち家 なし ② 借家 ア. 家賃23,000円以下 家賃-12,000円 イ. 家賃23,001円以上 (家賃-23,000×1/2+11,000円 支給限度額27,000円)	36,989千円	330,260円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	異なる	② 交通用具(車等)利用 距離制 2,000円~31,600円	19,705千円	76,376円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1 から減額を実施 (H30.4.1 から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 85/100 部次長・課長級 88/100	異なる	〈手当額〉 組織・官職の違いにより 46,300円 ~130,300円	44,516千円	729,763円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき ① 部長級 10,000円 ② 部次長級 8,500円 ③ 課長級 7,000円	異なる	組織・官職の違いにより 6,000円~18,000円	163千円	11,661円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時の間)に勤務した場合 [1時間あたりの給料]×25%×[勤務時間]	同じ		5,194千円	112,902円

休日勤務手当	祝日法による休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に支給 [1時間あたりの給料]× 135%×[勤務時間]	同 じ		17,195 千円	252,868 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給基礎額 30,000 円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて 40,000 円を超えない範囲内で加算	同 じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長 副 市 長	935,000 円 () 円 760,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			1,053,000 円 / 88,000 円 870,000 円 / 614,300 円	
報 酬	議 長	475,000 円 () 円	629,000 円 / 359,000 円	
	副 議 長	415,000 円 () 円	575,000 円 / 295,000 円	
	議 員	377,000 円 () 円	522,000 円 / 273,000 円	
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(4年度支給割合) 3.30 月分 加算措置 45%		
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.30 月分 加算措置 20%		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	93.5 万円×在職月数×55/100	2,468 万円	任期毎
	副 市 長	76 万円×在職月数×35/100	1,277 万円	任期毎
	備 考	—		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

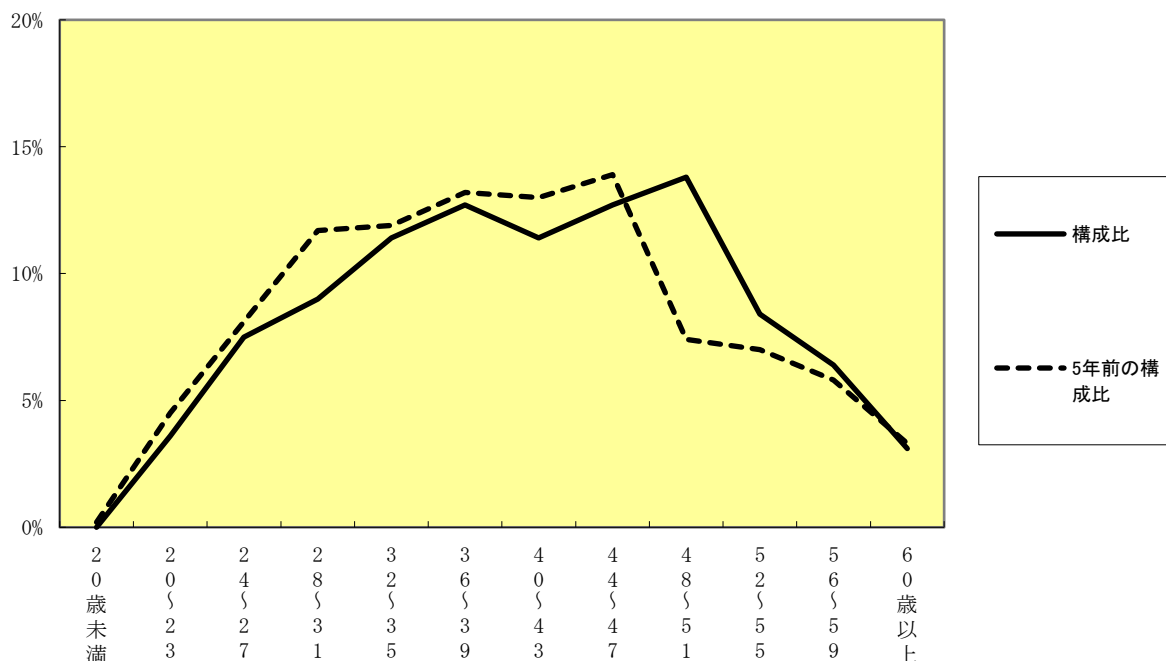
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 4 年	令 和 5 年		
普 通 会 計 部 門	議 会	5	5		
	総 務	82	84	2	業務増に伴う増員
	税 務	23	21	△2	業務見直しに伴う職員減
	農 林 水 産	18	16	△2	機構改革に伴う職員減
	商 工	10	10		
	土 木	43	42	△1	業務見直しに伴う職員減
	民 生	82	85	3	体制拡充に伴う増員
	衛 生	32	25	△7	業務見直しに伴う職員減
	小 計	295	288	△7	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>50.48人</u> (類似団体の職員数 <u>58.80人</u>)
	教 育 部 門	33	34	1	業務増に伴う増員
消 防 部 門	68	69	1	体制拡充に伴う増員	
小 計	396	391	△5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>68.54人</u> (類似団体の職員数 <u>76.72人</u>)	
公 営 企 業 等	水 道	22	22		
	下 水 道	12	12		
	そ の 他	30	30		
	小 計	64	64		
合 計	460 [483]	455 [483]	△5 []	<参考> 人口1万人当たりの職員数 <u>79.76人</u>	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

暫 定

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	16	34	41	52	58	52	58	63	38	29	14	455

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	289	287	290	292	295	288	△1 (△3.4%)
教育	31	33	36	32	33	34	3 (9.7%)
消防	64	65	66	67	68	69	5 (7.8%)
普通会計	384	385	392	391	396	391	7 (1.8%)
公営企業等会計	62	61	62	62	64	64	2 (3.2%)
総合計	446	446	454	453	460	455	9 (2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業及び工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

【水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	1,180,894	94,650	164,022	13.9	14.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	22	92,123	14,915	37,265	144,303	6,559	6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

【工業用水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 125,180	千円 9,541	千円 41,485	% 33.1	% 25.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 5	千円 19,833	千円 3,488	千円 8,226	千円 31,547	千円 6,309	千円 6,260

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

【下水道事業】

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 1,305,992	千円 28,491	千円 62,284	% 4.8	% 4.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 12	千円 47,008	千円 5,513	千円 19,374	千円 71,895	千円 5,991	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下松市上下水道局	43.5歳	340,546円	529,367円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円
事業者	—歳	—	—円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下松市上下水道局	下松市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,661 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,447 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 なし

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

下松市上下水道局	下松市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 勤続 20年 19.6695 月分 勤続 25年 28.0395 月分 勤続 35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45% （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 16,014 千円	（支給率） 自己都合 勤続 20年 19.6695 月分 勤続 25年 28.0395 月分 勤続 35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45% （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 15,144 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。
（上下水道局分は、平成28年度から令和4年度までの退職手当平均支給額である。）

ウ 地域手当 下松市上下水道局は、地域手当を支給していない。

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		2,408 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		126,759 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		48.7 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する 支給単価
現場手当	現場監督に従事する者、 検針・集金業務に従事する者又は周南都市水質検査センターに勤務することを命ぜられた者	現場監督業務 検針・集金業務 周南都市水質検査センターでの勤務	2,165 千円	日額 570 円
緊急出務手当	勤務時間外に緊急出務を命ぜられた者		207 千円	1回 3,000 円
年末年始勤務手当	12月30日から翌日1月3日までの間に勤務すること命ぜられた者	12月30日から翌日1月3日までの間の勤務	36 千円	1日につき8,000円を限度として管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	4,605千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	135千円
支給実績（3年度決算）	5,242千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	159千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 子1人につき 10,000円 ③ それ以外は1人につき 6,500円 ④ 満16歳の年度初めから満19歳年度末までの子は1人につき 5,000円加算 ⑤ 満20歳の年度始めから満22歳年度末までの子は1人につき 9,500円加算	同じ	—	6,614千円	254,374円
住居手当	① 持家 なし ② 借家 ア. 家賃 5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 イ. 家賃 19,001円以上 (家賃-19,000円) ×1/2+14,000円 支給限度額 31,000円	同じ	—	2,152千円	307,429円
通勤手当	① 交通機関利用 支給限度額 55,000円 ② 交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	同じ	—	3,127千円	100,868円
管理職手当	職務の級により定額化 ① 部長級 94,000円 ② 部次長級 77,400円 ③ 課長級 62,300円 ※H19.4.1から減額を実施(H30.4.1から上記の額に次の割合を乗じて得た額に改定) 部長級 85/100 部次長・課長級 88/100	同じ	—	4,924千円	703,447円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき ① 部長級 10,000円	同じ	—	86千円	21,438円

	② 部次長級	8,500 円				
	③ 課長級	7,000 円				